

## 令和8年度介護保険料について

### 日高中部広域連合からのお知らせです。

- 令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険料（基準額）は、月額5,500円、年額66,000円ですが、所得などに応じて13段階により決まります。【下記 所得段階別表のとおりです。】
- 令和7年度税制改正において、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

介護保険制度は3年を1期とするサイクルで保険料収入を見込み、介護保険事業を運営しています。

介護保険料は住民税の課税状況や合計所得金額などを算定基準としていますので、今回の税制改正により介護保険収入が減少し、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の保険料収入不足によって事業運営に支障が出ることを避けるため、介護保険法施行令の規定について、税制改正の影響を受けないよう改正が行われました。

このことにより、令和8年度の介護保険料の算定に限り、改正前の控除額に調整して計算を行います。

その結果、住民税が非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階では課税とみなされる場合があります。（世帯員の住民税課税・非課税判定の判定についても同様に調整を行います。）

介護保険制度を維持していくための措置となりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

### ■ 所得段階別表

(単位：円)

所得段階区分	対象者	保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入額と合計所得の合計が82.65万円以下	基準額の0.285	1,560	18,800
第2段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円超120万円以下	基準額の0.485	2,660	32,000
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額の0.685	3,760	45,200
第4段階	世帯の誰かが住民税を課税されているが、本人が住民税非課税であって、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下	基準額の0.9	4,950	59,400
第5段階	世帯の誰かが住民税を課税されているが、本人が住民税非課税であって、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円超	基準額	5,500	66,000
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	基準額の1.2	6,600	79,200
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額の1.3	7,150	85,800
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額の1.5	8,250	99,000
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額の1.7	9,350	112,200
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額の1.9	10,450	125,400
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額の2.1	11,550	138,600
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額の2.3	12,650	151,800
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上	基準額の2.4	13,200	158,400

※1 第1段階から第3段階の保険料は、公費による軽減後の金額を記載しています。

【介護保険料についてのお問い合わせ】

日高中部広域連合（新ひだか町役場内） TEL：42-5103